

第2次 新上五島町財政運営適正化計画

令和元年度策定

－ 堅実かつ健全な財政運営の確立 －

令和元年12月3日



新上五島町

目次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
I 財政運営適正化の基本的な考え方	・・・・・・・・・・	2
1 財政運営における基本姿勢	・・・・・・・・・・	2
II 第2次 財政運営適正化計画の策定	・・・・・・・・・・	3
III 第2次 財政運営適正化計画	・・・・・・・・・・	4
ア 基金の取崩しに依存しない財政運営	・・・・・・・・・・	6
イ 合併特例債の活用と町債借入の制限	・・・・・・・・・・	8
ウ 繰上償還の実施	・・・・・・・・・・	9
エ 健全化判断基準内での財政運営	・・・・・・・・・・	9

【添付資料】

資料1 長期財政見通し収支計画（普通会計）

はじめに

我が国においては、令和時代を迎えた今、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化に伴う社会保障費の増大、内外経済の構造的な変化、地球環境問題や防災・災害対策など多くの課題に直面しており、社会、経済全般にわたる構造改革が進められています。

行財政のあり方についても、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、人口減少や社会のグローバル化、ダイバーシティ化及びIoT/AI化に対応した行財政システムの構築が迫られており、国においては、歳出・歳入一体改革や税制改革、地方分権改革などの取組みが行われています。

また、世界的な景気停滞の影響により、雇用情勢も厳しい状況が続いており、本町においても、町民の雇用や暮らし、経済、地域社会等を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

平成16年8月、5町合併で誕生した新上五島町は、積年の景気対策に係る町債発行や三位一体改革による影響等を背景に、合併直後から大幅な財源不足に直面し深刻な財政危機に見舞われ、早期の自主再建と財政構造の転換を目指して、平成17年12月「新上五島町財政健全化計画」を策定しました。

その後、町民の皆様のご協力を得て進めた取組みの成果として、また、合併に伴う国・県の財政支援策を活用することによって危機的な状況を克服してきました。また、平成23年3月策定の「新上五島町財政運営適正化計画」の運営基準を遵守し、「財政再建」から「財政健全化」へと軸足を移した財政運営を行ってきました。そして今後はさらに不透明な将来に備えて財政基盤を強固にしていかなければなりません。

現在、旧合併特例法による国の手厚い財政支援を受けておりますが、特に本町では歳入依存度の高い地方交付税に係る合併支援措置の終了を迎え、令和2年度から一本算定となることから、より厳しい財政運営が求められています。また一方、合併特例債の借入期限が延長されたことに伴い、本起債を有効な財源として積極的に活用していく必要があります。

私たちはこうした状況を踏まえ、今後は、経済や地域社会の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のある財政構造の確立や堅実性の確保、人口減少社会を踏まえた次世代への負担軽減などさらなる財政基盤の安定を図るため、令和元年12月「第2次 新上五島町財政運営適正化計画」を策定しました。

この計画により、長期的な視点に立った柔軟でかつ安定的な財政運営を確立し、真に誇りある新上五島町の将来を見据え、「つばき香り豊かな海と歴史文化を育む 自立するしま」の実現へ着実に歩を進めて参りたいと存じますので、引き続き、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和元年12月3日

新上五島町長 江上悦生

I 財政運営適正化の基本的な考え方

我が国の行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、人口減少や年金・医療等社会保障経費の増への対応のほか、「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦など予算の重点化に伴う本格的な歳出改革を行うこととしています。

本町の財政状況は、平成17年度から平成21年度の5カ年にわたる行財政改革を経て、引き続き「新上五島町財政運営適正化計画」を策定し、計画に沿った財政運営に努めてきました。

しかしながら、依然として多額の地方債残高が財政を圧迫し、類似団体と比べ職員数も多いことから、継続的な行財政改革が求められています。

一方、合併市町村を支援する普通交付税の合併算定替^{*1}及び逡減期間が令和元年度に終了し、令和2年度から一本算定となることから、徹底した歳出削減と一般財源の確保に傾注しなければなりません。今後は、歳入規模に見合った歳出構造へ転換するとともに、柔軟で安定的な財政運営の確立を目指します。

1 財政運営における基本姿勢

(1) 財政構造の弾力性の向上

経済の変動や地域社会の変化に対応し、新たな行政需要にも柔軟に対応できる弾力性のある持続可能な財政構造の確立を目指します。

(2) 財政運営の堅実性の確保

財政調整基金を取り崩さなくても収支が均衡する財政体質を確立します。そのため、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図ります。

(3) 人口減少、高齢化を見据えた財政運営

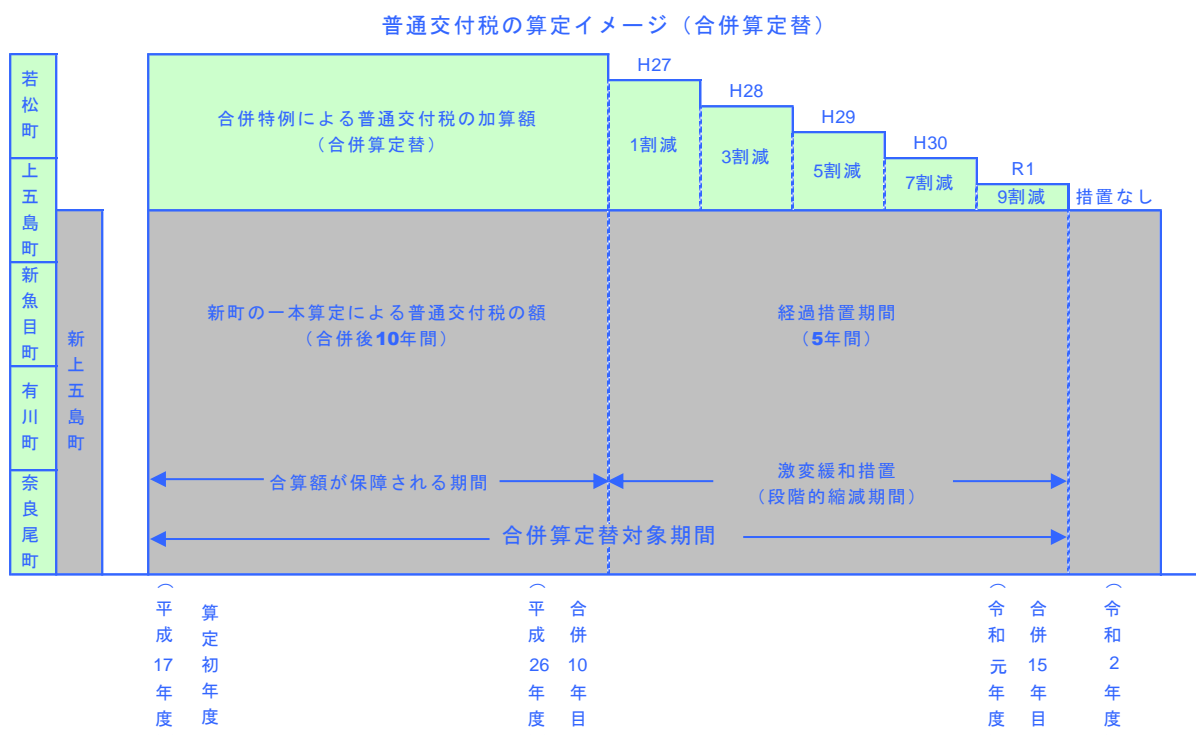
人口の減少や高齢化社会に対応するため、財政面での過度な負担を残すことのないよう、事業実施にあたっては、その必要性についても十分精査していきます。

(4) 財政運営上の指標

財政健全化法^{*2}で定められた指標（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）が基準を超えることのないよう計画的な財政運営を行っていくことはもちろんですが、類似団体との比較においても適正な水準となるよう努めていきます。

*1 合併算定替とは、合併後の普通交付税算定において、本来は合併後一つの団体として交付税算定（一本算定）を行うが、合併後10年間については合併前の旧団体（旧5町）があったものとして算定した普通交付税の額が保障され、さらに5か年度は激減緩和措置（段階的縮減）がとられる。

*2 財政健全化法とは、平成21年4月に本格施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月公布、平成20年4月施行）のことで、各財政指標が一定の基準を超えると財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政の健全化へ向けた取組を行わなければならない。健全化判断比率として、一般会計等で①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の4指標が、公営企業会計で公営企業毎の資金不足比率がある。財政悪化の度合いを図る基準として、早期健全化基準と財政再生基準がある。



Ⅱ 第2次 財政運営適正化計画の策定

1 位置づけ

この「第2次 財政運営適正化計画」は、これまでの財政運営計画の理念を踏襲し、本町の第3次 行財政改革大綱及び同実施計画と共に、行財政の構造転換を図るものであり、長期的に柔軟で安定的な財政運営の確立に向けて、その取組みを明らかにするものです。

2 計画期間

令和元年度から令和7年度までの7年間

3 基本方針

ア 基金の取崩しに依存しない財政運営

→ 役場内部管理経費の削減をより一層努力し、基金の取崩しに依存しない財政運営を基本として、持続可能な財政の健全性を確立します。

イ 合併特例債の活用と町債借入の制限

→ 合併特例債を発行上限額まで有効に活用することを基本とする一方、臨時財政対策債等を含む町債の借入上限を設定します。

ウ 繰上償還の実施

→ 将来の公債費負担を軽減するために計画的な繰上償還を実施します。

工 健全化判断基準内での財政運営

→ 「実質赤字比率^{*3}」「連結実質赤字比率^{*4}」「実質公債費比率^{*5}」「将来負担比率^{*6}」の4指標の比率が、早期健全化基準^{*7}を超えないよう、適正な水準となるよう財政運営を行います。

用語	用語の説明
*3 実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
*4 連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。
*5 実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すもので、公債費の水準を測る比率。（起債制限比率に公営企業会計や一部事務組合への公債費負担等が加味されたもの。）
*6 将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
*7 早期健全化基準	財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準。（自主的な改善努力による財政健全化、財政健全化計画、外部監査の要求）
《参考》財政再生基準	財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準。（国等の関与による確実な再生、財政再生計画、地方債の制限）
《参考》標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態での一般財源の規模を表すもの。この場合、「標準税収入額」「普通交付税」「臨時財政対策債」の合計額。

Ⅲ 第2次 財政運営適正化計画

平成25年度決算から平成30年度決算を基礎とした一定の過程に基づき、令和元年度から令和7年度までの7年間の財政状況の推移を次のように予測しました。

表1 長期財政見通し収支計画（普通会計）（単位：百万円）

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
歳入	町税	2,314	2,254	2,154	2,166	2,126	2,072	2,049	1,960	1,875	1,809	1,748	1,669	1,613
	譲与税・交付金	338	368	540	478	490	501	501	471	471	474	474	475	479
	地方交付税 ^{*8}	10,164	10,097	10,118	9,574	9,102	8,914	8,261	8,063	8,016	7,821	7,686	7,610	7,385
	分担金・負担金	92	100	99	94	91	90	84	61	61	61	61	61	61
	使用料・手数料	326	315	310	307	323	320	311	300	300	300	300	300	300
	国・県支出金	3,597	2,460	2,371	2,670	2,764	2,598	2,867	3,003	2,814	2,886	2,957	2,924	3,000
	町債	1,807	2,082	1,653	1,357	1,307	1,648	1,951	3,520	1,674	1,667	1,908	1,968	1,274
	その他	716	699	825	1,021	822	915	848	395	395	395	394	393	393
	計 A	19,354	18,375	18,070	17,667	17,025	17,058	16,872	17,773	15,606	15,413	15,528	15,400	14,505

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
歳 出	人件費	3,501	3,134	2,964	2,788	2,792	2,748	2,594	2,439	2,400	2,408	2,386	2,359	2,332
	扶助費	1,455	1,545	1,550	1,665	1,492	1,545	1,553	1,561	1,568	1,577	1,584	1,593	1,600
	補助費等	1,539	1,519	1,624	1,734	2,065	2,030	2,193	1,954	1,968	1,953	1,952	1,952	1,971
	物件費	2,391	2,379	2,300	2,289	2,294	2,268	2,517	2,341	2,354	2,327	2,298	2,294	2,304
	公債費	3,938	4,013	3,711	3,645	3,174	2,944	2,753	2,712	2,705	2,530	2,386	2,242	2,212
	繰出金	1,636	1,526	1,634	1,910	1,394	1,325	1,445	1,451	1,429	1,423	1,428	1,397	1,393
	投資的経費	3,688	2,735	2,298	2,550	2,448	2,580	2,959	4,671	2,584	2,558	2,885	2,977	2,076
	その他	941	1,306	1,728	774	1,103	1,336	817	529	542	532	523	501	561
	計 B	19,089	18,157	17,809	17,355	16,762	16,776	16,831	17,658	15,550	15,308	15,442	15,315	14,449
収支額(A-B) C		265	218	261	312	263	282	41	115	56	105	86	85	56
基金積立額・取崩額 D		0	0	0	0	0	0	41	115	56	105	86	85	56
収支(C+D)		265	218	261	312	263	282	0	0	0	0	0	0	0

※備考 ・収支の状況をわかり易くするため、基金に係る繰入金（歳入）と積立金（歳出）は「その他」へ計上。

・「地方交付税」は、「普通交付税」、「特別交付税」及び「臨時財政対策債」の合計。

・端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

表2 基金残高の見通し（普通会計）（単位：百万円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
財政調整基金	2,143	2,274	2,245	2,066	2,067	2,067	1,938	1,938	1,938	1,939	1,939	1,940	1,940
減債基金	1,425	1,925	2,913	3,315	3,757	4,109	4,113	4,230	4,288	4,395	4,483	4,570	4,629
特定目的基金	2,627	3,009	3,378	3,358	3,450	3,695	3,550	3,526	3,502	3,478	3,454	3,431	3,407
合計	6,195	7,208	8,536	8,739	9,274	9,871	9,601	9,694	9,728	9,812	9,876	9,941	9,976

令和7年度までの財政運営においては、基金の繰り入れに依存せず黒字の収支となる見込みです。

これは、投資的経費及び基金造成に対して合併特例債を活用できたことが主な要因であり、今回、合併特例債の借入期限が5年間延長されたことに伴い、令和6年度までに発行上限額15,184百万円のうち未発行分6,530百万円（平成30年度末現在）すべてを活用する計画となっています。

また、同時に地方債残高の増高を抑えるために計画的な繰上償還を行い、財政運営の健全化に努めますが、合併特例債が活用できなくなる令和7年度以降については、交付税措置の低い通常の起債を発行せざるをえないことに加え、繰上償還の財源確保も困難になることが予想され、財政指標の悪化が懸念されます。

*8 地方交付税とは、地方公共団体が等しく行うべき事業を遂行することができるように、各地方公共団体の財源不足に応じて、一定の基準により国が交付する税のこと。「普通交付税」と「特別交付税」に分類される。

ア 基金の取崩しに依存しない財政運営

(1) 職員数の削減

合併直後の職員数については、「当面の目標である400人体制を早期に達成する」とされており、これまで定年退職者の不補充による職員数の抑制や早期退職を募る募集退職制度の積極的活用により職員数の削減に努めてきました。またその後、第3次計画まで改定された「新上五島町定員適正化計画」においても職員数の抑制を進め、当初目標の400人を下回るまで職員数は減少しました。

しかし、「類似団体別職員数^{*9}」によると、本町は全国で最も職員数の多い団体に分類されています。このため、更なる職員数削減が必要であることから、今後も住民サービスの低下にならないよう様々な工夫を行いながら、引き続き定員管理の適正化を実施します。

参考 1 合併後の職員数の推移（単位：人）※令和元年度までは実績、令和2年度以降は見込数

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
職員数	602	591	583	560	538	513	493	483	473	452	433
うち新規採用者数	0	3	5	1	5	6	7	7	6	10	11
退職者数	14	13	24	27	31	27	17	16	31	30	39
増減	—	▲11	▲8	▲23	▲22	▲25	▲20	▲10	▲10	▲21	▲19

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
職員数	408	395	391	385	373	364	354	349	345	340	333
うち新規採用者数	14	17	13	7	12	8	6	4	5	5	5
退職者数	30	17	13	24	17	16	9	9	10	12	8
増減	▲25	▲13	▲4	▲6	▲12	▲9	▲10	▲5	▲4	▲5	▲7

※各年度4月1日現在の全会計職員数。町長、副町長、教育長を除く。

- 合併当初の定員適正化の目標 400人体制（平成28年度）→実績 395人
- 第3次定員適正化計画の目標 377人体制（令和元年度）→実績 373人
- 新たな定員適正化計画の目標 333人体制（令和7年度）

(2) 行財政改革の推進

限られた財源の中で住民サービスの水準を維持していくためには、効率的かつ効果的な行財政の運営をしていく必要があります。本町においては平成17年度に「第1次行財政改革大綱」を策定し、その後改定を経ながら事務事業の縮小や公債費の適正化等に取り組んできました。

*9 類似団体とは、市町村を人口と産業構造によりグループ別に分類し、本町と同程度の町との比較・分析を可能とする団体。（本町は町村IV-2）

参考 2 新上五島町における行財政改革の概要

第 1 次行革大綱 (H17~H21 年度)
<ul style="list-style-type: none"> ●総効果額 約 152.7 億円 (歳入 7.9 億円、歳出 144.7 億円) ・職員削減 591 人(H17.4) → 493 人(H22.4) △98 人 ・職員給与 特別職 20%減額、一般職 10%減額 ・事業規模の縮小や休止、事業コストの削減、着手時期の延期 ・公債費の適正化 (町債発行上限設定、繰上償還) ・予算編成におけるシーリング設定^{*10} ・水道料金の均一化、使用料・手数料の適正化 (旧町引継→新町統一) 等
第 2 次行革大綱 (H23~H27 年度)
<ul style="list-style-type: none"> ●総効果額 約 24.7 億円 (歳入 3.4 億円、歳出 21.3 億円) ・職員削減 483 人(H23.4) → 395 人(H28.4) △88 人 ・町債の繰上償還 ・町税等徴収 (滞納処分、収納率向上 等) ・遊休町有財産の積極的処分
第 3 次行革大綱 (H28~H30 年度) ※平成 30 年度実績まで
<ul style="list-style-type: none"> ●総効果額 約 11 億円 (歳入 1.5 億円、歳出 9.5 億円)

(3) 公共施設等総合管理計画

公共施設の統廃合や民営化、民間委託の推進など、そのあり方の見直しを行うことにより、施設の有効活用と適正配置を目指し、内部管理経費の削減を実施します。

参考 3

平成 29 年 3 月策定 公共施設等総合管理計画の一部抜粋
<p>P 9 本町が保有する公共施設は、892 箇所 (1,255 施設) あり、総延床面積は、約 27.7 万㎡となっています。 (平成 28 年 11 月現在)</p> <p>P10 一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築 30 年程度が経つと大規模改修が、築 60 年程度が経つと建替えが必要となるといわれています。</p> <p>P28 将来の更新費用は、公共施設の延床面積の増減に比例することから、将来の公共施設にかかる投資見込み額を 13.0 億円/年を確保すると仮定し、不足額に応じた公共施設の延床面積を削減すると仮定した場合、本町における公共施設の延床面積を今後 40 年間で約 27%削減することが求められます。</p> <p>■算定式 $13.0 \text{ 億円/年} \div 24.7 \text{ 億円/年 (将来推計)} = 52.6\% (47.4 \text{ 削減}) (47.4\% \div 70 \text{ 年 (更新周期)}) \times 40 \text{ 年 (計画期間)} = \mathbf{27.1\% \text{削減}}$</p>

*10 シーリング設定とは、概算要求基準のことであり、通常、過大な予算の要求を防ぐため、概算要求の上限を定めるが、この概算要求基準がシーリング (天井という意味) と呼ばれています。

(4) シーリング設定による物件費の削減

限られた財源で、多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応していくためには、今までの住民サービスを本質から見直し、長期的視野に立って行財政改革を進めていかなければなりません。そのためには、一層の歳出削減を図り、簡素で効果的・効率的な財政運営を行い、行政コストの一つである物件費の削減を実施します。

- 令和元年度までは、前年度当初予算額と比較し8%以上削減。
- 令和2年度以降は、前年度当初予算額と比較し5%以上削減。

イ 合併特例債の活用と町債借入の制限

(1) 合併特例債の活用

合併市町村の公共施設の整備・統廃合等の財政支援という目的で創設された合併特例債は、当初合併後10年間に限り活用できる起債でしたが、制度改正により活用期限が延長され、現在は合併後20年まで発行可能となりました。これまで投資的経費及び基金造成に対して合併特例債を活用し、並行して継続的な繰上償還を実施することにより、財政的な体質改善が図られてきましたが、令和6年度までという制限があるため、発行上限額15,184百万円のうち未発行分6,530百万円（平成30年度末現在）すべてを活用し、財政基盤の強化をより進め、将来の危機に備える計画とします。

(2) 借入上限の設定

「新上五島町総合計画」や「過疎地域自立促進計画」などに計上された事業のうち、各年度において、町債の借入上限を設定します。

- 令和2年度を除き、令和6年度までは上限20億円（臨時財政対策債^{*13}を除く。）
- 令和7年度以降は単年度借入上限13億円（臨時財政対策債を除く。）

なお、上限額には、過疎地域自立促進特別事業^{*14}（ソフト事業分）を含みます。

(3) 普通建設事業の適正配分

島内経済の活性化に配慮しつつ、町債の発行上限を設定し、普通建設事業費の適正配分を図るとともに、新規事業や計画中の事業であっても積極的に見直しを行い、重点的、効率的な投資が行われるよう、その必要性についても十分精査していきます。

また、合併特例債の適用期間が終了することを見据えた事業計画や事業の優先順位設定など計画的な事業の執行に努めます。

*13 臨時財政対策債とは、長引く景気低迷の中、地方自治体は財源不足の状態が続いておりこの不足額を補てんするため、平成12年度までは国が借金をして地方交付税を増額し、地方に配分してきましたが、国の借入残高が大きくなり過ぎたことなどから、平成13年度にこれまで国が借金をする方式から、地方自治体が自ら借金をして財源を調達する方式へ切り替えられました。この借金の名称を臨時財政対策債と呼びます。（臨時財政対策債は後年度に地方交付税で100%措置されます。）

*14 過疎地域自立促進特別事業とは、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段など住民が将来にわたり安全安心に暮らすことができる地域の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業のことです。過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、平成22年度過疎対策事業債から適用されるソフト事業です。

ウ 繰上償還の実施

(1) 繰上償還の実施

普通交付税の合併算定替終了後の実質公債費比率^{*15}の上昇を抑えるため、また将来の公債費負担を減らすため計画的に繰上償還を実施します。

参考 4 繰上償還実績表 (単位：百万円)

	H16	H17	H19	H20	H21	H22	H23	H24
繰上償還実績額	793	473	222	101	233	798	770	771
利子削減効果額	34	19	12	3	7	77	127	125

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	実績計
繰上償還実績額	761	984	965	1,197	1,109	982	856	11,015
利子削減効果額	120	63	131	144	117	68	45	1,092

参考 5 繰上償還計画表 (単位：百万円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計画計
繰上償還計画額	939	967	847	777	602	535	4,667
利子削減効果額	31	27	24	21	9	6	118

エ 健全化判断基準内での財政運営

(1) 財政健全化指標

「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標の比率が早期健全化の基準を超えないよう、また、類似団体と比較して適正な水準となるよう財政運営を行います。

参考 6 財政健全化指標 (H19 に財政健全化法公布、実績)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	17.2	16.6	16.1	15.1	13.6	12.7	11.8	10.2	7.9	5.7	3.9	2.7
将来負担比率	185.3	158.6	131.3	96.2	75.9	52.2	43.0	18.1	—	—	—	—

参考 7 財政健全化指標 (計画)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	2.1	1.7	1.5	1.3	1.1	1.1	1.4
将来負担比率	—	—	—	—	—	—	—

*15 実質公債費比率が、
 18%以上：地方債の発行に当たり公債費負担適正化計画の策定が求められるとともに国又は県の許可が必要。
 25%以上 (早期健全化基準)：財政健全化法に基づく「財政健全化団体」となり地方債の制限が行われる。
 35%以上 (財政再生基準)：財政健全化法に基づく「財政再生団体」となり地方債を発行できなくなる。

資料1 新上五島町長期財政見通し収支計画（普通会計）～【令和元年度策定】

(単位: 百万円)

普通交付税の減少要因 →	合併算定替 (H16～)					合併算定替通減期間: 新上五島町一町分の普通交付税 (激変緩和措置5年間)					一本算定				
	H22国勢調査人口 (22,074人)					H27国勢調査人口 (19,718人)					R2国勢調査人口 (推計 18,481人)				
	H25 (決算)	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (計画)	R2 (計画)	R3 (計画)	R4 (計画)	R5 (計画)	R6 (計画)	R7 (計画)		
区分	算定根拠 (試算条件)														
	※財政見通し収支計画の試算については、現行の税制度や地方財政制度をもとに行っており、今後制度改正に応じて変動が生じてまいります。														
地方税	2,314	2,254	2,154	2,166	2,126	2,072	2,049	1,960	1,875	1,809	1,748	1,669	1,613	・町民税は人口減少を反映し5%～10%減で試算。固定資産税は評価替を反映し、償却資産は新規取得を見込まず10%減で試算。	
地方譲与税	114	109	114	113	114	114	122	122	122	125	125	126	130	・H30年度決算額を基礎とし同額で試算。ただし、森林環境譲与税はR4年度、R7年度で増額見込。	
各種交付金	224	259	426	365	376	387	379	349	349	349	349	349	349	・R1年度予算額を基礎とし同額で試算。環境性能割交付金R1新設、自動車取得税R2廃止、R1のみ幼保無償化の地方特例交付金計上。	
地方交付税	10,164	10,097	10,118	9,574	9,102	8,914	8,261	8,063	8,016	7,821	7,686	7,610	7,385		
普通交付税	8,293	8,239	8,290	7,924	7,500	7,222	6,985	6,912	6,867	6,775	6,645	6,572	6,399	・普通交付税: R1年度交付決定額 (臨時費目を除く) を基礎とし、H27年度からR1年度までは、激変緩和措置期間 (段階的縮減) の実績値。R2年度以降は、特例措置なしで試算。また、R2年度以降はH27年度の国調人口の減少を反映。町税等は収入の減少分も反映して試算。	
特別交付税	1,219	1,229	1,231	1,207	1,180	1,297	1,000	900	900	800	800	800	750		
臨時財政対策債	652	629	597	443	422	395	276	251	249	246	241	238	236		
歳小計 (一般財源計)	12,816	12,719	12,812	12,218	11,718	11,487	10,811	10,494	10,362	10,104	9,908	9,754	9,477		
分担金・負担金	92	100	99	94	91	90	84	61	61	61	61	61	61	・H30年度決算額を基礎とし同額で試算。ただし、私立保育所と障害児通所支援負担金はR1年度半年分、R2年度以降年間分を減。	
使用料・手数料	326	315	310	307	323	320	311	300	300	300	300	300	300	・R1年度以降、消費税増に伴う使用料改定を反映。R1年度から幼保無償化分を減。	
国庫支出金	1,503	1,188	1,123	1,489	1,453	1,359	1,331	1,706	1,476	1,461	1,614	1,571	1,571	・投資的経費分は、R1～R7年度までは振興計画を基に計上。	
県支出金	2,094	1,272	1,248	1,181	1,311	1,239	1,536	1,297	1,338	1,425	1,343	1,353	1,429	・投資的経費分は、R1～R7年度までは振興計画を基に計上。	
財産収入	42	55	73	65	51	52	143	52	52	52	52	52	52	・H30年度決算額を基礎とし同額を計上、ただしR1年度のみ用地売却の90,000千円を加算。	
寄附金	16	20	58	68	52	65	60	60	60	60	60	60	60	・ふるさと応援寄付金 60,000千円計上。	
繰越金	271	265	218	261	312	263	278	0	0	0	0	0	0		
町債	1,807	2,082	1,653	1,357	1,307	1,648	1,951	3,520	1,674	1,667	1,908	1,968	1,274	・投資的経費に運動して試算。合併特例債はR1年度からR6年度までに発行可能額を全額計上 (6,530,100千円)、臨時財政対策債は除外。	
うち合併特例基金分	333	399	386	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	・H24年度からH27年度で、発行限度額2,618,700千円を借入。	
うち合併特例債	696	765	438	517	340	610	845	1,456	953	1,197	1,144	935	0	・H30年度発行可能額 6,530,100千円、一般会計ハード事業+水道会計出資金に充当。	
その他	387	359	476	627	407	535	367	283	283	283	282	281	281		
歳入総額 ①	19,354	18,375	18,070	17,667	17,025	17,058	16,872	17,773	15,606	15,413	15,528	15,400	14,505		
人件費	3,501	3,134	2,964	2,788	2,792	2,748	2,594	2,439	2,400	2,408	2,386	2,359	2,332	・職員数は、定員適正化計画により退職者数及び新規採用予定者数を考慮し試算。退職手当負担金は、総合事務組合の計画に基づき試算。	
うち職員給	2,078	2,056	1,936	1,836	1,818	1,794	1,744	1,707	1,657	1,672	1,658	1,637	1,584		
職員数 (全会計職員数、3役除く)	394人(452人)	377人(433人)	350人(408人)	339人(395人)	334人(391人)	329人(385人)	320人(373人)	311人(364人)	299人(354人)	297人(349人)	293人(345人)	289人(340人)	281人(333人)	・第3次定員適正化計画を反映	
扶助費	1,455	1,545	1,550	1,665	1,492	1,545	1,553	1,561	1,568	1,577	1,584	1,593	1,600	・H30年度決算額を基礎とし、人口減少及び高齢者の増加を勘案しを試算。(R2年度以降は対前年度0.5%ずつ増加)	
公債費	3,938	4,013	3,711	3,645	3,174	2,944	2,753	2,712	2,705	2,530	2,386	2,242	2,212	・町債の既発分に係る元利償還金に、本試算による新規発行分及び繰上償還を加算して試算。	
うち元利償還分	3,177	2,959	2,746	2,448	2,065	1,962	1,897	1,773	1,738	1,683	1,609	1,640	1,677		
うち繰上償還分	761	1,054	965	1,197	1,109	982	856	939	967	847	777	602	535	・R2年度以降は各年度の起債借入額とのバランスを考慮し、地方債残高の増嵩を抑える。	
投資的経費	3,688	2,735	2,298	2,550	2,448	2,580	2,959	4,671	2,584	2,558	2,885	2,977	2,076	・R6年度までは振興計画を基本に合併特例債の発行可能額を全額活用する方針で調整、R7年度以降は合併特例債無しで事業計上。	
物件費	2,391	2,379	2,300	2,289	2,294	2,268	2,517	2,341	2,354	2,327	2,298	2,294	2,304	・H30年度決算額を基礎とし、R1年度は消費税増税分半年分(1%)、R2年度以降は年間分(2%)を加算。	
補助費等	1,539	1,519	1,624	1,734	2,065	2,030	2,193	1,954	1,968	1,953	1,952	1,952	1,971	・離島漁業再生交付金の継続を見込み計上。R2年度以降はR1MCS負担金を計上。	
積立金	793	1,153	1,599	625	750	859	344	65	65	65	65	65	65	・ふるさと応援寄附金60,000千円のほか、各特定目的基金の利子を計上。	
繰出金	1,636	1,526	1,634	1,910	1,394	1,325	1,445	1,451	1,429	1,423	1,428	1,397	1,393	・H30年度決算額を基礎とし、各特別会計における見通しを個別に試算。(参考: 農業共済特別会計R2廃止)	
その他	148	153	129	149	353	477	473	464	477	467	458	436	496	・H30年度決算額を基礎とし、R1年度は消費税増税分半年分(1%)、R2年度以降は年間分(2%)を加算。	
歳出総額 ②	19,089	18,157	17,809	17,355	16,762	16,776	16,831	17,658	15,550	15,308	15,442	15,315	14,449		
収支差引 ①-②=③	265	218	261	312	263	282	41	115	56	105	86	85	56		
基金調整額 ④	0	0	0	0	0	0	41	115	56	105	86	85	56	・基金繰入額及び基金積立額は、各年度の収支を明確にするため「基金調整額」として計上。	
財政調整基金	0	0	0	0	0	0	▲140	0	0	0	0	0	0		
減債基金	0	0	0	0	0	0	181	115	56	105	86	85	56		
調整後の収支 ③+④	265	218	261	312	263	282	0	0	0	0	0	0	0		
積立金現在高	6,195	7,208	8,536	8,739	9,274	9,871	9,601	9,694	9,728	9,812	9,876	9,941	9,976		
財政調整基金	2,143	2,274	2,245	2,066	2,067	2,067	1,938	1,938	1,938	1,939	1,939	1,940	1,940		
減債基金	1,425	1,925	2,913	3,315	3,757	4,109	4,113	4,230	4,288	4,395	4,483	4,570	4,629		
特定目的基金	2,627	3,009	3,378	3,358	3,450	3,695	3,550	3,526	3,502	3,478	3,454	3,431	3,407		
町債現在高 (普通会計)	25,409	24,417	23,215	21,578	20,297	19,526	19,227	20,466	19,879	19,459	19,422	19,735	19,147		
実質公債費比率(%)	11.8	10.2	7.9	5.7	3.9	2.7	2.1	1.7	1.5	1.3	1.1	1.1	1.4		

注1) 普通会計ベース (一般会計+診療所特別会計+バス運行事業特別会計 (平成25年度まで) +上五島海洋青少年の家事業特別会計 (平成30年度まで) +奈良尾ターミナルビル特別会計の数値を計上している。

注2) 基金繰入額及び基金積立額は、各年度の収支を明確にするため「基金調整額」として④に計上。

注3) 臨時財政対策債は、町債ではなく地方交付税として計上している。